

西宮市工業用水道給水協議会要綱

(目的)

第1条 この協議会は、西宮市工業用水道事業（以下「事業」という。）の給水にかかる諸事項について事業者及び需要者が共同して調査審議し、事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(構成)

第2条 この協議会は、事業を代表する者（以下「局側委員」という。）5名及び需要者を代表する者（以下「需要者側委員」という。）7名をもつて構成する。

2 前項の局側委員は、上下水道事業管理者のほか関係職員とし、需要者側委員は需要者7社とする。

3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の通知)

第3条 前条第2項の規定により局側委員及び需要者側委員を選任し、または異動したときは、その職氏名（需要者7社については会社名）を相手方に通知するものとする。

(会議)

第4条 この協議会の会議は、局側または需要者側の要請によつて開催するものとし、会議の運営は、要請した側において行う。

2 会議は、各側委員3名以上の出席をもつて開催し、協議事項のうち決定を要するものについては、出席委員全員の一致をもつて決める。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会においてその都度定める。

付 則

この要綱は、昭和39年6月25日より施行する。

付 則

この訓令は、平成16年10月1日から実施する。

付 則

この訓令は、平成23年7月1日から実施する。

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から実施する。